



庄 監 第 136 号

平成 21 年 3 月 12 日

庄原市長 滝口 季彦 様

庄原市監査委員 藤原 公昭  
庄原市監査委員 秋山 康



定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項及び庄原市監査委員監査執行規程第 4 条の規定により、定期監査を実施したので、その結果を地方自治法第 199 条第 9 項及び庄原市監査委員監査執行規程第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の対象

平成 19 年度に属する簡易水道課、水道課及び西城市民病院の所管に係る事務事業を対象とする。

なお、監査の必要に応じて、平成 20 年度に属する事務業務及び支所業務を対象とする。

## 2 監査の期間

平成 20 年 12 月 7 日から平成 21 年 2 月 24 日まで

## 3 監査の目的及び方法等

平成 19 年度に属する簡易水道課、水道課及び西城市民病院の所管に係る事務事業が、正確性、合規性、経済性、効率性及び効果等の視点から実施されているかどうか、諸帳簿等の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

なお、監査対象として抽出した担当課別の主要な事務事業は次のとおりである。

課 名	監 査 対 象 事 務 事 業
簡 易 水 道 課	簡易水道検針業務委託事務・検定切れ量水器取替業務委託事務・口和簡易水道金田地区配水管支障移転工事事務・高野簡易水道送水、取水ポンプ及び配管更新工事事務
水 道 課	水道の料金改定事務・現金の保管及び運用・入札及び契約に関する規程の制定・工事請負契約の状況・業務委託契約の状況・水道債権管理事務・貯蔵品管理事務・未収金の不納欠損処理・上川西地区（高上榎ヶ坪 1 号農道）配水管布設工事設計業務委託事務・市地区（市道市幹線）配水管布設工事設計業務委託事務・布掛山浄水場排水設計業務委託事務・市道祇園線（榊形神社前～高村宅前）外配水管布設替工事設計業務委託事務・市道紅屋溝新天地通り線（小迫宅～花好宅）外配水管布設替工事設計業務委託事務・市道大高丸線（榊形神社前～高村宅前）外配水管布設替工事設計業務委託事務・公共下水道及び老朽管更新に伴う配水管布設替工事（林道布掛山線、市道上野公園線、市道永宗線）設計業務委託事務・検定切れ量水器取替業務委託事務・水道検針業務委託事務・川西浄水場緩速濾過池閉塞濾過砂部剥取業務委託事務・川西浄水場機械電気設備改修工事事務・市地区（県道川北七塚線）配水管布設工事事務・上川西地区（国道 183 号）配水管布設工事事務・国道 183 号（JR 陸橋～鴻治組）配水管布設工事事務・市道祇園線（榊形神社前～高村宅前）配水管布設工事事務・公共下水道（東城処理区）1 工区工事（市道市頭川西線）に伴う配水管支障移転工事事務・公共下水道（東城処理区）2 工区工事（市道若松線）に伴う配水管支障移転工事事務・布掛山浄水場排泥池機械電気設備工事事務
西城市民病院	診療債権管理事務・控除対象外消費税額の繰延勘定への計上・エレベーター保守点検業務委託事務・ボイラー等設備保守点検業務委託事務・食事サービス提供（給食）業務委託事務・産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託事務・遺体輸送業務委託事務・ごみ収集業務委託事務・清掃業務委託事務・出納取扱金融機関等の指定手続事務・一時借入金借入及び償還事務・計理状況及び業務状況の報告事務・医師住宅管理事務・医師住宅水洗化改修工事事務

#### 4 監査の結果

監査の結果、概ね適正な執行がなされていることを認めた。

なお、改善、是正等を要望するものについては、以下のとおりであるので、適宜対応のうえ、適正かつ効果的な事務事業の執行に努められたい。

#### [ 簡易水道課 ]

##### ・簡易水道検針業務委託事務について

簡易水道は庄原地域を除く6地域において設置され、簡易水道検針業務委託は、個人や法人または簡易水道利用組合とそれぞれ契約締結している。

契約の内容では、総領地域を除く5地域において契約の自動更新条項が設定され、その内3地域は毎年度業務委託契約を締結し、口和地域と比和地域における契約については、平成17年度の契約締結以降、自動更新し現在に至っているといった状況である。

契約の自動更新については、後年度予算の裏づけのない契約であり、会計年度独立の原則から、歳出予算に基づく契約は当該年度内に限って行われるものであることから、自動更新による契約は適切とは言えないため、今後は自動更新条項を削除し、単年度ごとの契約とされたい。

また、簡易水道検針業務委託は調定業務の一環であり、地方自治法に基づき私人に検針事務を委託しているため、その旨を告示し、公表されたい。

なお、検針事務委託手数料については、同様の業務であるにもかかわらず、6地域において1件当りの単価にそれぞれ差異が見られる。公平性、経済性が損なわれることのないよう算定根拠を明確にした上で、単価設定の見直しを検討されたい。

#### [ 簡易水道課・水道課共通 ]

##### ・工事内容の変更手続について

工事契約事務10件中、9件の工事工期の変更や契約金額の変更が行われていた。

これは、工事を進めていく過程において、当初予定していた内容や条件に大きな違いが生じた事等が原因である。

変更契約を行う場合、建設工事執行規則及び建設工事請負契約約款に基づき、工事内容の協議をしなければならないが、一部の工事で協議内容を書面で記録していなかったため、適正な事務執行に努められたい。

また、同規則及び約款において、設計及び契約変更の対象となる事項が定められているが、変更協議書に変更を必要とする理由の記載とあわせて、契約約款の該当する条項を明記されたい。

なお、変更契約があった場合の請求書に記載する契約日は、当初契約日でなく変更契約日とするよう業者を指導されたい。

## [ 水 道 課 ]

### ( 1 ) 現金の保管及び運用について

手持現金は無く、全額が金融機関に預金されている。平成 20 年 11 月末日現在における預金残高は 925,946,361 円で、出納取扱金融機関と収納取扱金融機関に普通預金の付利型として保管及び運用されている。

内訳は、出納取扱金融機関の「広島みどり信用金庫本店」に 661,327,241 円と、収納取扱金融機関（ 8 機関 ）では、唯一「しまなみ信用金庫東城支店」に 264,619,120 円が預金されている。

「広島みどり信用金庫本店」の預金残高は、支払準備金として月々の出入金の多寡により増減しているが、概ね 5 億 5,000 万円の水準で維持されている。

また、「しまなみ信用金庫東城支店」の預金残高は、預金額の移動が無いため常に安定しており、全額が余裕資金といえる状況にある。

なお、過去 3 カ年の現金預金と預金利息の決算額は、次のとおりである。

( 単位：円 )

名 称	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
現金預金	923,856,804	835,994,137	822,103,643
預金利息	19,508	596,379	1,777,938

地方公営企業の現金については、地方公営企業法施行令第 22 条の 6 第 1 項の規定により、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされている。

加えて、平成 17 年 4 月 1 日からのペイオフ全面解禁により、預金に対するリスク管理を念頭に置いた保管と運用が求められている。

このため、平成 19 年 1 月に全庁的に統一した方針のもとでの公金の保護と、保管運用を行うことを目的に、市長部局と企業会計の公金管理に関わる責任者クラスで構成する「庄原市公金管理協議会」の設置に加え、「庄原市公金の管理・運用方針」が定められているところである。

企業会計の現金も企業活動のために市民から委ねられた公金であり、その保護に万全を期す責任があることは言うまでもないことであるが、一方では、保有資産の有効活用による企業性の発揮は、独立採算性を課せられた企業としての使命でもあり、余裕資金の運用益金の確保は当然に求められているところである。

以上の点に関し、次のとおり是正の要望をするので検討されたい。

ペイオフに対する公金の保護対策が講じられていないので、「庄原市公金の管理・運用方針」に従い、支払準備金は普通預金（付利型）から全額保護となる普通預金（決済用預金）へ変更されたい。

余裕のある資金は、資金ショートを起こさない範囲において定期預金で運用し、運用収入の確保に努められたい。

また、企業会計の現金は、年度内の返還を条件に一般会計又は他の企業会計との

間で相互に繰替使用ができるとされているが、会計間の一時繰替（一般・特別会計間は除く）はこれまで行われていない。

どこよりも安全・確実な融資先であるはずの他会計に対しての貸付運用がされていないため、その会計では、止むを得ず市中金融機関からの一時借入金によって支払資金を確保するといった現状がある。

余裕資金の保管と運用については、各会計相互間の連携を緊密化する等、全庁一体的な視点から行われる必要があると思料するものであり、その際、「庄原市公金管理協議会」の積極的な活用による調整及び協議が行われることを望むものである。

## （２）入札及び契約に関する規程の整備について

地方公営企業法全部適用の地方公営企業における契約については、地方自治法及び地方自治法施行令の規定が適用され、その他各公営企業において必要な規程は地方公営企業法第 10 条の規定により、市の条例及び規則に違反しない限りにおいて「管理規程」で定めることができるとされている。

このため、入札及び契約に関する規程としては、契約事務の取扱を定めた「契約規程」と工事執行の方法を定めた「工事執行規程」により、入札等が執行されているところであるが、市長部局ではこの他に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に則った規程を定め、適性かつ公正な入札等の執行に努められているところである。

主なものとしては、次のとおりである。

建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則

建設工事指名業者選定に関する規程

建設業者指名除外基準要綱

条件付一般競争入札実施要綱

建設工事の最低制限価格の算定に関する要領

建設工事請負契約約款

公正入札調査委員会設置要領

公営企業が発注する工事も公共工事であり、しかも管工事のみならず、土木・電気・機械設備工事に加え、測量・調査・設計業務も発注されている状況から見ると、契約の相手方に多くの違いはないと思われる。

また、上水道と似通った簡易水道に係る入札等の執行が市長部局で行われていることを考え合わせると、入札・契約に係る手続きや方法は市長部局と同様に行われる必要があると思料するものである。

今後、これらの規程の整備を検討され、入札及び契約事務の適正な執行により、公共工事に対する市民の信頼確保と事業者の健全な発展を促進されたい。

### (3) 工事請負契約について

水道課備え付けの工事台帳から把握した平成19年度の発注工事は、合計34件である。

この内、指名競争入札は予定価格総額404,251,050円に対し、当初契約金総額は370,862,100円で、変更契約増加額31,490,550円を加えた変更後の最終契約金総額は402,352,650円となっている。

(単位：円、%)

契約方法	件数	予定価格	当初契約金額	平均落札率	変更増減額	最終契約金額
一般競争入札	0件	0	0	0	0	0
指名競争入札	21件	404,251,050	370,862,100	91.74	31,490,550	402,352,650
随意契約	13件	0	6,522,216	0	0	6,522,216

指名競争入札は、公募型ではなく全て従来型である。

指名競争入札21件のうち、変更契約は8割強の18件で行われ、増額が15件で30,662,100円(変更率9.77%)、減額が3件で828,450円(変更率4.12%)となっている。

全体の変更率は8.49%であり、最大の変更率は37.93%であった。

契約金額の変更は、着工後新たに判明した要素から設計変更を余儀なくされたことによるものが大部分であり、その他では、国庫補助対象事業の補助割当額を満たすために入札減相当額を追加発注したのものや、公共下水道事業や集落配水事業との一体工事において相手側に起因した理由により工事内容の変更を迫られたもの等で、止むを得ず発注者側から変更協議をせざるを得なかったものである。

しかし一部には事前調査を十分行えば予測出来たと思われる変更も散見された。

契約金額の変更は必要最小限にとどめるべきであり、特に管工事では費用を投じてコンサルに測量・調査・設計業務の委託をしている面からも、精度の高い設計書や測量図等の提出を求めるとともに、発注者側では、これら成果品の慎重な検収と審査が望まれるところである。

また、指名競争入札の全てにおいて最低制限価格を設定のうえ執行されていたが、契約規則第8条では、最低制限価格を設ける場合は予定価格の4分の3を下回らない範囲内でその都度定めるものとしてあるにもかかわらず、予定価格の70%の額で設定され、入札が行われている事案が散見された。

この結果、落札率70.00%の価格で応札した者を落札者とする契約が1件あった。

平均落札率は91.74%であったが、これは前記事案の影響によるもので、これを除いた20件の平均落札率は94.40%となっていた。

なお、予定価格の設定についても契約規則第32条第2項の規定により、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされているが、全件において、設計金額に一定率を乗じた画一的な設定となっていた。

次に、随意契約では、13 件全てに予定価格が設定されておらず、このため 10 件が設計額と同額の価格で契約が締結され、経済性が損なわれた結果となっている。

随意契約による場合の予定価格の設定については、契約規則第 43 条で規定されているところであり、随意契約といえども最も有利な者と契約しなければならない以上、契約締結の基準となる予定価格の設定は欠かすことはできない。

特に、業者の設計した見積額を基に当初設計金額とする場合は、安易にその見積額を採用せず、諸経費の額や他の積算額を精査して適切な予定価格の設定が行われるべきである。

#### (4) 業務委託契約について

業務委託契約件数は 25 件で、うち 9 件で指名競争入札が行われている。

指名競争入札は予定価格総額 17,981,250 円に対し、当初契約金総額は 14,175,000 円で、変更契約増加額 368,550 円を加えた変更後の最終契約金総額は 14,543,550 円となっている。

(単位：円、%)

契約方法	件数	予定価格	当初契約金額	平均落札率	変更増減額	最終契約金額
一般競争入札	0 件	0	0	0	0	0
指名競争入札	9 件	17,981,250	14,175,000	78.83	368,550	14,543,550
随意契約	16 件	0	17,791,765	0	373,800	18,165,565

指名競争入札は、公募型ではなく全て従来型である。

指名競争入札の予定価格は、9 件全てが設計額に一定率を乗じた画一的な設定となっていた。

また、最低制限価格も予定価格の 4 分の 3 を下回る設定がされていたため、落札率 70.95% で契約が 1 件締結されていた。

随意契約に関しては、工事請負契約と同様に 16 件全てに予定価格が設定されておらず、この結果半数以上の 9 件で設計額と同額の価格で契約が締結されていた。

今一度、工事請負契約事務を含む契約事務全般にわたる事務処理内容の点検をされたい。

#### (5) 請書による契約について

川西浄水場緩速濾過池閉塞濾過砂部剥取業務に係る契約は、4 月に業務 1 回当たり 70,035 円の単価契約で、契約書に代えて請負人から請書が提出されている。

業務委託契約は、原則として、請書による契約は認められないので、適正な予定価格を設定し、契約書による契約に改められたい。

## (6) 工事事務について

### ア．前金払について

建設工事執行規則第44条第6項の規定により、請負人は、請負代金額が著しく減額された場合、受領済みの前金払が減額後の請負代金額の10分の5を超えるとときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないと定められている。

配水管布設工事(国道183号JR陸橋～鴻治組)の前金払について、当初請負金額23,467,500円に対して、前金払9,380,000円が支払われている。

その後、請負代金額が14,827,050円に減額となり、前金払が減額後の請負代金額の半額を超えているため、1,966,475円の返還を求める必要があったにもかかわらずその処理がされていなかったため、同規則第44条の規定により、適正な事務執行に努められたい。

### イ．履行報告書について

川西浄水場機械電気設備改修工事の工事履行報告書について確認したところ、主任監督員が総括監督員を兼務しているが、この工事の契約金額は34,014,750円であり、建設工事監督規程第5条の規定により、主任監督員が総括監督員を兼務することができないので規定を遵守されたい。

### ウ．指名競争入札の執行について

地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の規定により、指名競争入札により契約を締結することができるのは、同条第1号から第3号に該当する場合と定められている。

8社(7件)と12社(1件)による指名競争入札を行っているが、指名競争入札の執行伺いを確認したところ、根拠規定が記載されていなかったため、一般競争入札以外の方法で契約する場合は、その根拠法令を明記されたい。

## [ 水道課・西城市民病院 共通 ]

### ・実地たな卸について

水道事業会計及び病院事業会計では、期末に実地たな卸を行い、貯蔵品の実際数量を確認している。

これまでの実地たな卸は、一定のルールなしに担当者が貯蔵品の数量を数えてきたが、このような実地たな卸は、正規の実地たな卸(会計規程及び財務規則に基づいた実地たな卸)とは認め難い。

については、一定のルールに基づいた実地たな卸を行うため、「実地たな卸実施要領(仮称)」を制定し、制度化された実地たな卸を実施されたい。



## [ 西城市民病院 ]

### ( 1 ) 診療債権管理事務について

時効期間経過後の債権を資産の未収金として計上しているが、水道料金債権と同様に簿外管理とし、適正な財務諸表の作成に努められたい。

また、診療債権は水道料金債権と同様の私債権であり、居所不明等で回収不能な債権が滞留し、今後も増加することが懸念される。

については、債権管理を適正に行うため「私債権管理条例（仮称）」の制定について検討されたい。

### ( 2 ) 控除対象外消費税額の繰延勘定への計上について

控除対象外消費税額を繰延勘定として計上できるのは、原則、繰り延べなければ損益に大きな影響を与えると認められる場合である。

控除対象外消費税額を繰延勘定として資産計上し、5事業年度で償却しているが、単年度で発生する控除対象外消費税額が損益に大きな影響を与えたと認め難い。

結果として、費用の先送りと資産を多く見せる会計処理が行われているので、控除対象外消費税額を当該年度で費用化し、適正な損益計算に努められたい。

### ( 3 ) 業務委託事務について

各業務委託事務について、次の点について適正な事務執行に努められたい。

名 称	要 改 善 点 等
1 エレベーター保守点検業務委託事務	(1) エレベーターの製作会社と同メーカーの保守業者と一者見積により契約締結しているが、市内エレベーター保守点検業者に見積書の提出を依頼し、競争性を発揮されたい。 (2) 見積書を業者に依頼し、契約締結起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。
2 ボイラー等設備保守点検業務委託事務	(1) 年度の初日から業務を執行するため、前年度(平成18年度)に一連の事務処理を行い、平成19年3月22日に契約締結しているが、予算の裏づけのない年度開始前の契約締結は認められない。 については、長期継続契約に改め、適正な契約事務の執行に努められたい。 (2) 地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札を行う場合は、執行伺いに根拠法令を明記されたい。
3 食事サービス提供(給食)業務委託事務	(1) 一者見積の随意契約により契約締結しているが、随意契約理由書を作成せず、随意契約理由が不明確であるため、一者見積により契約締結する明確な随意契約理由書を作成されたい。 (2) 契約の見直し起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。
4 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託事務	(1) 予定価格を設定せず、随意契約により契約締結していたので、適正な予定価格を設定されたい。 (2) 見積書を業者に依頼し、契約締結起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成

	といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。
5 清掃業務委託事務	(1) 本業務は年度の初日から業務を執行するため、長期継続契約に改め、適正な契約事務の執行に努められたい。 (2) 見積書を業者に依頼し、契約締結起案のみにより契約締結しているが、施行伺いの作成、随意契約理由書の作成、業者選定、見積依頼、予定価格の設定、契約締結起案の作成、検査調書の作成といった、一連の適正な契約事務の執行に努められたい。

(4) 出納取扱金融機関等の指定手続事務について

平成17年9月20日付けで、地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関等の指定、告示、担保の預かり等を行うよう指摘しているが、措置が講じられていなかった。再度、指摘事項について、速やかな措置を講じられたい。

(5) 計理状況及び業務状況の報告事務について

地方公営企業法に基づき計理状況報告書及び業務状況報告書を作成し、市長へ提出することとなっているが、いずれの報告書も作成されず、市長へ提出されていなかった。

については、地方公営企業法に基づき適正に報告書を作成し、市長へ提出されたい。

(6) 一時借入金の借入及び償還事務について

資金不足を補うため一時借入金として金融機関から短期の借入れをしている。

借入れや償還等の事務手続きは、適正に行われていたが、多額の利息を支払っているため、各基金からの繰替運用、水道事業会計からの借入れ及び市内金融機関を対象とする競争見積を検討し、支払利息の縮小に努められたい。

(7) 医師住宅管理事務について

医師住宅10戸の維持管理に要する費用を医師から徴収し管理しているが、規則等を定めず管理していた。

については、現行の医師住宅管理規則を改正し、名称及び位置等を規定し適正な管理に努められたい。

## む す び

今回の定期監査は、簡易水道課、水道課及び西城市民病院の平成 19 年度事務事業を中心に監査を実施した。

監査の結果、一部要望意見を添えたところであるが、次の点については、速やかな対処を望むものである。

現金の保管及び運用においては、「庄原市公金の管理・運用方針」に従い、支払準備金の普通預金（決済用預金）への変更と定期預金による運用収入の確保を検討されたい。

また、公営企業会計間における現金の一時繰替などの余裕資金の保管と運用については、全庁一体的な視点から行われる必要があると思料するものであり、その際、「庄原市公金管理協議会」の積極的な活用による調整及び協議が行われることを要望する。

契約事務においては、後年度予算の裏づけのない契約の自動更新、随意契約における予定価格の未設定、工事請負契約における最低制限価格の設定誤りなどが見られたので、契約事務全般にわたる事務処理内容を点検し、契約の機会均等、競争性や経済性の確保に努められたい。

私債権管理事務においては、居所不明等で債権が滞留し増加する懸念があり、市が保有する全ての私債権を適正に管理するための指針となる「私債権管理条例（仮称）」の制定を検討されたい。

管理規程の整備においては、水道課に整備を求めたところであるが、地方公営企業法の全部適用後の西城市民病院においても、必要な管理規程を整備し、適正な事務事業の執行に努められたい。

地方公営企業は、市民の生活に身近な社会資本を整備し、必要な公的サービスを提供するとともに、サービスの対価である料金収入により最小の費用で能率的かつ合理的な経営がなされなければならない。

近年の社会情勢の変化や厳しい経営環境の下で、市民のニーズや地域実情等を踏まえた経営に努められているところであるが、将来にわたる安定した経営を持続するため、さらなる経費節減や経営の効率化等により経済性を追求されたい。